

|    |             |             |
|----|-------------|-------------|
| 改正 | 昭和41年4月1日   | 昭和42年4月1日   |
|    | 昭和47年4月1日   | 昭和50年4月1日   |
|    | 昭和51年4月1日   | 昭和52年4月1日   |
|    | 昭和53年4月1日   | 昭和54年4月1日   |
|    | 昭和56年4月1日   | 昭和57年3月31日  |
|    | 昭和57年12月24日 | 昭和58年10月27日 |
|    | 昭和60年2月25日  | 昭和61年1月22日  |
|    | 昭和61年6月25日  | 昭和61年12月17日 |
|    | 昭和62年11月25日 | 昭和63年10月26日 |
|    | 平成元年3月8日    | 平成元年3月29日   |
|    | 平成2年3月26日   | 平成2年3月30日   |
|    | 平成2年7月25日   | 平成2年12月19日  |
|    | 平成3年3月20日   | 平成3年3月27日   |
|    | 平成3年10月30日  | 平成3年11月27日  |
|    | 平成3年12月25日  | 平成4年1月29日   |
|    | 平成4年3月24日   | 平成5年3月17日   |
|    | 平成5年3月19日   | 平成5年10月27日  |
|    | 平成5年11月24日  | 平成6年3月9日    |
|    | 平成6年3月16日   | 平成6年10月26日  |
|    | 平成6年11月30日  | 平成6年12月21日  |
|    | 平成7年3月16日   | 平成7年3月29日   |
|    | 平成7年7月19日   | 平成7年11月29日  |
|    | 平成7年12月20日  | 平成7年12月22日  |
|    | 平成8年2月28日   | 平成8年11月27日  |
|    | 平成8年12月18日  | 平成9年3月26日   |
|    | 平成9年7月9日    | 平成9年7月30日   |
|    | 平成9年11月26日  | 平成10年4月22日  |
|    | 平成10年7月29日  | 平成10年12月22日 |
|    | 平成11年1月27日  | 平成11年3月17日  |
|    | 平成11年3月19日  | 平成11年6月23日  |
|    | 平成11年7月21日  | 平成11年12月22日 |
|    | 平成12年3月21日  | 平成12年9月27日  |
|    | 平成12年12月20日 | 平成12年12月21日 |
|    | 平成13年2月28日  | 平成13年6月28日  |
|    | 平成13年6月28日  | 平成13年11月28日 |
|    | 平成13年12月19日 | 平成14年9月25日  |
|    | 平成14年10月30日 | 平成14年12月19日 |
|    | 平成14年12月19日 | 平成15年2月26日  |
|    | 平成15年3月5日   | 平成15年7月30日  |
|    | 平成15年11月27日 | 平成15年12月17日 |
|    | 平成16年5月26日  | 平成16年7月28日  |
|    | 平成16年9月30日  | 平成16年11月24日 |

平成16年12月22日  
 平成17年6月29日  
 平成17年10月26日  
 平成18年5月24日  
 平成18年9月2日  
 平成18年11月30日  
 平成19年2月28日  
 平成19年7月25日  
 平成20年1月30日  
 平成20年7月30日  
 平成20年11月26日  
 平成21年7月29日  
 平成21年11月25日  
平成22年2月24日

平成17年2月23日  
 平成17年7月27日  
 平成18年3月23日  
 平成18年7月5日  
 平成18年11月29日  
 平成19年1月31日  
 平成19年5月23日  
 平成19年12月3日  
 平成20年4月30日  
 平成20年10月31日  
 平成21年5月20日  
 平成21年9月30日  
 平成21年12月16日

大東文化大学学則第3条の大学院に関する学則は、これを次のとおり定める。

第1章 総則

(目的)

第1条 本大学院は、高度にして専門的な学術の理論及び応用を研究・教授し、その深奥を究めて、文化の創造・発展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

(第三者評価)

第1条の2 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況等について自ら点検及び評価を行い、文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価を受けるものとする。

2 前項の点検及び評価並びに認証評価に関する事項は、別に定める。

(課程)

第2条 本大学院に修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置く。

2 修士課程においては、広い視野にたつて、精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。

3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

4 博士課程は、前期課程と後期課程に区分し、前期課程を修士課程として取り扱うものとする。

5 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養うものとする。

(研究科及び専攻)

第3条 本大学院に次の研究科をおき、各研究科にそれぞれの専攻をおく。

| 研究科    | 課程           | 専攻     |
|--------|--------------|--------|
| 文学研究科  | 博士課程<br>前期課程 | 日本文学専攻 |
|        |              | 中国学専攻  |
|        |              | 書道学専攻  |
|        | 博士課程<br>後期課程 | 日本文学専攻 |
|        |              | 中国学専攻  |
|        |              | 書道学専攻  |
| 修士課程   | 英文学専攻        |        |
|        | 教育学専攻        |        |
| 経済学研究科 | 博士課程<br>前期課程 | 経済学専攻  |
|        | 博士課程         | 経済学専攻  |

|                  |              |             |
|------------------|--------------|-------------|
|                  | 後期課程         |             |
| 法学研究科            | 博士課程         | 法律学専攻       |
|                  | 前期課程         | 政治学専攻       |
|                  | 博士課程         | 法律学専攻       |
|                  | 後期課程         | 政治学専攻       |
| 外国語学研究科          | 博士課程         | 英語学専攻       |
|                  | 前期課程         | 日本語文化学専攻    |
|                  | 博士課程         | 英語学専攻       |
|                  | 後期課程         | 日本語文化学専攻    |
|                  | 修士課程         | 中国語学専攻      |
| アジア地域研究科         | 博士課程         | アジア地域研究専攻   |
|                  | 前期課程         |             |
|                  | 博士課程<br>後期課程 | アジア地域研究専攻   |
| 経営学研究科           | 博士課程         | 経営学専攻       |
|                  | 前期課程         |             |
|                  | 博士課程<br>後期課程 | 経営学専攻       |
| スポーツ・健康科学研究科     | 修士課程         | スポーツ・健康科学専攻 |
| 法務研究科<br>(法科大学院) | 専門職<br>学位課程  | 法務専攻        |

2 法務研究科（法科大学院）に関する事項は、別にこれを定める。

（教育研究上の目的）

第3条の2 本大学院修士課程及び博士課程前期課程の各専攻は、教育研究上の目的を次のとおり定める。

- (1) 文学研究科日本文学専攻博士課程前期課程は、日本文学に関する精深な学識を修め、広い視野に立脚した研究能力及び高度に専門的な職業能力を有する人材の養成を目的とする。
- (2) 文学研究科中国学専攻博士課程前期課程は、中国文化に関する精深な学識を修め、広い視野に立脚した研究能力及び高度に専門的な職業能力を有する人材の養成を目的とする。
- (3) 文学研究科書道学専攻博士課程前期課程は、書道学に関する精深な学識を修め、広い視野に立脚した研究能力及び高度に専門的な職業能力を有する人材の養成を目的とする。
- (4) 文学研究科英文学専攻修士課程は、英米文学・文化及び英語学に関する精深な学識を修め、広い視野に立脚した研究能力及び高度に専門的な職業能力を有する人材の養成を目的とする。
- (5) 文学研究科教育学専攻修士課程は、教育学に関する精深な学識を修め、広い視野に立脚した研究能力及び高度に専門的な職業能力を有する人材の養成を目的とする。
- (6) 経済学研究科経済学専攻博士課程前期課程は、経済学に関する精深な学識を修め、広い視野に立脚した研究能力及び高度に専門的な職業能力を有する人材の養成を目的とする。
- (7) 法学研究科法律学専攻博士課程前期課程は、法学に関する精深な学識を修め、広い視野に立脚した研究能力及び高度に専門的な職業能力を有する人材の養成を目的とする。
- (8) 法学研究科政治学専攻博士課程前期課程は、政治学に関する精深な学識を修め、広い視野に立脚した研究能力及び高度に専門的な職業能力を有する人材の養成を目的とする。
- (9) 外国語学研究科英語学専攻博士課程前期課程は、英語学に関する精深な学識を修め、広い視野に立脚した研究能力及び高度に専門的な職業能力を有する人材の養成を目的とする。
- (10) 外国語学研究科日本語文化学専攻博士課程前期課程は、日本語文化学に関する精深な学識を修め、広い視野に立脚した研究能力及び高度に専門的な職業能力を有する人材の養成を目的とする。
- (11) 外国語学研究科中国語学専攻修士課程は、中国語学に関する精深な学識を修め、広い視野に立脚した研究能力及び高度に専門的な職業能力を有する人材の養成を目的とする。

- (12) アジア地域研究科アジア地域研究専攻博士課程前期課程は、アジア地域研究に関する精深な学識を修め、広い視野に立脚した研究能力及び高度に専門的な職業能力を有する人材の養成を目的とする。
- (13) 経営学研究科経営学専攻博士課程前期課程は、経営学に関する精深な学識を修め、広い視野に立脚した研究能力及び高度に専門的な職業能力を有する人材の養成を目的とする。
- (14) スポーツ・健康科学研究科スポーツ・健康科学専攻修士課程は、スポーツ・健康科学に関する精深な学識を修め、広い視野に立脚した研究能力及び高度に専門的な職業能力を有する人材の養成を目的とする。
- 2 本大学院博士課程後期課程の各専攻は、教育研究上の目的を次のとおり定める。
- (1) 文学研究科日本文学専攻博士課程後期課程は、前期課程における研究成果に基づき、より専門性を深め、自立した日本文学研究者及び高度な専門業務従事者の養成を目的とする。
- (2) 文学研究科中国学専攻博士課程後期課程は、前期課程における研究成果に基づき、より専門性を深め、自立した中国文化研究者及び高度な専門業務従事者の養成を目的とする。
- (3) 文学研究科書道学専攻博士課程後期課程は、前期課程における研究成果に基づき、より専門性を深め、自立した書道学研究者及び高度な専門業務従事者の養成を目的とする。
- (4) 経済学研究科経済学専攻博士課程後期課程は、前期課程における研究成果に基づき、より専門性を深め、自立した経済学研究者及び高度な専門業務従事者の養成を目的とする。
- (5) 法学研究科法律学専攻博士課程後期課程は、前期課程における研究成果に基づき、より専門性を深め、自立した法学研究者及び高度な専門業務従事者の養成を目的とする。
- (6) 法学研究科政治学専攻博士課程後期課程は、前期課程における研究成果に基づき、より専門性を深め、自立した政治学研究者及び高度な専門業務従事者の養成を目的とする。
- (7) 外国語学研究科英語学専攻博士課程後期課程は、前期課程における研究成果に基づき、より専門性を深め、自立した英語学研究者及び高度な専門業務従事者の養成を目的とする。
- (8) 外国語学研究科日本語文化学専攻博士課程後期課程は、国際的な日本語文化学研究者及び高度専門業務従事者の養成を目的とする。
- (9) アジア地域研究科アジア地域研究専攻博士課程後期課程は、前期課程における研究成果に基づき、より専門性を深め、自立したアジア地域研究者及び高度な専門業務従事者の養成を目的とする。
- (10) 経営学研究科経営学専攻博士課程後期課程は、前期課程における研究成果に基づき、より専門性を深め、自立した経営学研究者及び高度な専門業務従事者の養成を目的とする。

(修業年限)

第4条 修士課程の修業年限は2年とし、4年を超えて在学することはできない。

2 博士課程の標準修業年限は、前期課程2年、後期課程3年とし、前期課程は4年、後期課程は6年を超えて在学することはできない。

3 各研究科の修士課程又は博士課程前期課程において、実務の経験を有する者に対して教育を行う場合で、教育研究上の必要があるときは、修業年限は1年とし、2年を超えて在学することはできない。

(定員)

第5条 各研究科の学生定員は、次のとおりとする。

| 研究科   | 課程           | 専攻     | 入学定員 | 収容定員 |
|-------|--------------|--------|------|------|
| 文学研究科 | 博士課程<br>前期課程 | 日本文学専攻 | 5    | 10   |
|       |              | 中国学専攻  | 5    | 10   |
|       |              | 書道学専攻  | 7    | 14   |
|       | 博士課程<br>後期課程 | 日本文学専攻 | 5    | 15   |
|       |              | 中国学専攻  | 3    | 9    |
|       |              | 書道学専攻  | 3    | 9    |
|       | 修士課程         | 英文学専攻  | 5    | 10   |
| 教育学専攻 |              | 10     | 20   |      |

|              |              |             |    |     |
|--------------|--------------|-------------|----|-----|
| 経済学研究科       | 博士課程<br>前期課程 | 経済学専攻       | 10 | 20  |
|              | 博士課程<br>後期課程 | 経済学専攻       | 5  | 15  |
| 法学研究科        | 博士課程<br>前期課程 | 法律学専攻       | 10 | 20  |
|              |              | 政治学専攻       | 7  | 14  |
|              | 博士課程<br>後期課程 | 法律学専攻       | 5  | 15  |
|              |              | 政治学専攻       | 4  | 12  |
| 外国語学研究科      | 博士課程<br>前期課程 | 英語学専攻       | 5  | 10  |
|              | 博士課程<br>後期課程 | 日本語文化学専攻    | 10 | 20  |
|              |              | 英語学専攻       | 3  | 9   |
|              | 修士課程         | 日本語文化学専攻    | 3  | 9   |
|              |              | 中国語学専攻      | 5  | 10  |
| アジア地域研究科     | 博士課程<br>前期課程 | アジア地域研究専攻   | 12 | 24  |
|              | 博士課程<br>後期課程 | アジア地域研究専攻   | 4  | 12  |
| 経営学研究科       | 博士課程<br>前期課程 | 経営学専攻       | 15 | 30  |
|              | 博士課程<br>後期課程 | 経営学専攻       | 5  | 15  |
| スポーツ・健康科学研究科 | 修士課程         | スポーツ・健康科学専攻 | 10 | 10  |
| 法務研究科（法科大学院） | 専門職<br>学位課程  | 法務専攻        | 40 | 120 |

## 第2章 教育課程

### （研究指導）

第5条の2 本大学院の教育は、授業科目及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によつて行ふものとする。

### （研究指導科目及び授業科目の開設等）

第5条の3 各研究科の専攻及び課程に応じ、教育上必要な研究指導科目又は授業科目を開設する。

2 研究指導科目及び授業科目の名称、単位数及び履修方法は、別表のとおりとする。

### （専攻科目の選定）

第6条 学生は、入学の際研究科に配置された研究指導科目又は授業科目の中から、自己の専攻すべき科目（以下「専攻科目」という。）を選定しなければならない。ただし、公共政策学専修コースを選択する学生（以下「公共政策学専修学生」という。）は、別に定める公共政策学専修コース要綱（以下「要綱」という。）に定める方法により、経済学研究科経済学専攻及び法学研究科政治学専攻の博士課程前期課程の授業科目の中から、自己の専攻すべき科目を選定することができる。

### （指導教員）

第7条 研究科においては、前条の専攻科目の演習を担当する教員を、その演習を履修する学生の指導教員とする。ただし、経済学研究科博士課程前期課程経済学専攻及び経済学研究科博士課程後期課程経済学専攻、法学研究科博士課程後期課程においては、前条の研究指導科目を担当する教員を、その研究指導を受ける学生の指導教員とする。

第7条の2 学生は、その指導教員の研究指導及び授業科目の選択等研究一般に関する指導を受けなければならない。

### （副専攻科目）

第7条の3 研究科委員会は、必要に応じ副専攻科目を置くことができる。

2 前項の副専攻科目の演習を担当する教員を、その演習を履修する学生の副指導教員とする。

(履修科目の指導)

第8条 指導教員は、必要があると認めるときは、所属の学生に対し所定の科目のほか本大学院の他の専攻又は研究科若しくは学部に配置された科目を指定してこれを履修させることができる。ただし、公共政策学専修学生については、要綱に基づき履修指導を行う。

(他大学の大学院における授業科目の履修等)

第8条の2 研究科委員会において必要があると認めるときは、他大学の大学院(外国の大学の大学院を含む。)とあらかじめ協議のうえ、学生にその大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位数は、研究科委員会の認定により、10単位を限度として第15条又は第16条に定める単位数に充当することができる。

第8条の3 研究科委員会において必要があると認められるときは、他大学の大学院又は研究所(外国の大学の大学院又は研究所を含む。)とあらかじめ協議のうえ、学生にその大学院等において研究指導の一部を受けさせることができる。ただし、修士課程(博士課程前期課程)の学生についてこれを認める場合は、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(単位の算定基準)

第9条 研究科の各授業科目の単位数は、次の基準によつて計算する。

(1) 講義については、教室内における1時間の講義に対して、教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週1時間15週の講義をもつて1単位とする。

(2) 演習については、教室内における2時間の演習に対して、教室外における1時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週2時間15週の演習をもつて1単位とする。ただし、教育効果を考慮し、1時間の演習に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものについては、毎週1時間15週の演習をもつて1単位とする。

(3) 実験及び実習については、毎週2時間ないし3時間15週の実験及び実習をもつて1単位とする。

第10条 削除

第3章 試験及び単位の取得

(試験の施行)

第11条 履修科目の認定は、試験によつて行うものとする。疾病その他止むを得ない事情のため試験を受けることができなかつたものについては、追試験を行うことができる。

(試験の時期等)

第12条 試験は毎学年又は当該研究科委員会が適当と認める時期に、その研究科委員会の定める方法によつてこれを行う。ただし、当該研究科委員会において平常の成績をもつて試験の成績に代えることと認められた授業科目についてはこの限りでない。

(学業の評価)

第13条 学業の成績は、A(80点以上)、B(70点以上)、C(60点以上)、D(59点以下)の4級に分ち、A、B、Cを合格とする。

第14条 所定の単位を取得した者には必要に応じて単位修得証明書を交付する。

第4章 学位授与及び課程修了の認定

(修了要件及び学位授与)

第15条 本大学院の修士課程又は博士課程前期課程(文学研究科書道学専攻、文学研究科教育学専攻、スポーツ・健康科学研究科スポーツ・健康科学専攻、経済学研究科経済学専攻及び経営学研究科経営学専攻を除く。)に2年以上在学し、各研究科の定めるところにより所定の授業科目について32単位以上を取得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文及び最終試験に合格した者に修士の学位を授与する。

なお、法学研究科政治学専攻博士課程前期課程の学生のうち、公共政策学専修学生については、学位論文及び最終試験に代えて、要綱で定める調査研究報告書(リサーチペーパー)の審査及び最終試験を行い、それに合格した者に修士の学位を授与することができる。

また、外国語学研究科英語学専攻博士課程前期課程においては、英語技能技術の修得及び課題研究論文をもつて学位論文に替えることができる。

2 文学研究科書道学専攻博士課程前期課程においては、所定の授業科目について32単位以上を取得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文、修了作品及び最終試験に合格した者に修士の

学位を授与する。

- 3 文学研究科教育学専攻修士課程、スポーツ・健康科学研究科スポーツ・健康科学専攻、経済学研究科経済学専攻博士課程前期課程及び経営学研究科経営学専攻博士課程前期課程においては、所定の授業科目について30単位以上を取得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文及び最終試験に合格した者に修士の学位を授与する。なお、経済学研究科経済学専攻博士課程前期課程の学生のうち、公共政策学専修学生については、学位論文及び最終試験に代えて、要綱で定める調査研究報告書（リサーチペーパー）の審査及び最終試験に合格した者に修士の学位を授与することができる。
- 4 前3項の定めにかかわらず、研究科委員会が優れた研究業績をあげたと認める者に関しては、2年次配当演習4単位（外国語学研究科にあつては、2年次配当演習2単位）を修得したものと認定し、修学年限を1年以上2年未満に短縮することができる。
- 5 第4条第3項に定める修士課程又は博士課程前期課程の実務者向けの修業年限1年のコースにあつては、1年以上在学し、各研究科の定めるところにより所定の単位を取得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文及び最終試験に合格した者に修士の学位を授与する。

第16条 本大学院の博士課程に5年（修士課程又は博士課程前期課程を修了した者にあつては当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、各研究科の定めるところにより所定の授業科目について文学研究科及びアジア地域研究科にあつては44単位（博士課程後期課程にあつては12単位以上）以上、経済学研究科経済学専攻及び経営学研究科経営学専攻にあつては42単位（博士課程後期課程にあつては12単位以上）以上、法学研究科にあつては40単位（博士課程後期課程にあつては8単位以上）以上、外国語学研究科英語学専攻及び日本語文化学専攻にあつては、48単位（博士課程後期課程にあつては16単位以上）以上を取得し、かつ必要な研究指導を受けた上学位論文を提出し、最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。ただし、修学年限に関しては、研究科委員会が優れた研究業績をあげたと認める学生に関しては、経済学研究科、法学研究科及び経営学研究科においては、これを4年（修士課程又は博士課程前期課程を修了した者にあつては当該課程における2年の在学期間を含む。）に、アジア地域研究科においてはこれを3年（2年未満の在学期間をもつて修士課程又は博士課程前期課程を修了した者にあつては当該課程における在学期間を含む。）に短縮することができる。専門職学位課程の法務研究科（法科大学院）修了者の博士課程後期課程の修学年限に関しては、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 外国語学研究科博士課程後期課程英語学専攻及び博士課程後期課程日本語文化学専攻の修学年限に関しては、外国語学研究科委員会において優れた研究業績をあげたと認める学生については、これを2年に短縮することができる。
- 3 博士の学位の授与を受けるには、2ヶ国語以上の外国語に通じていることが必要である。  
（論文提出による博士学位授与）

第17条 本大学院の課程を修了しない者であつても、本大学院に博士の論文を提出し、その審査及び所定の試験に合格し博士課程修了者と同等以上の学力があると認められた者には、博士の学位を授与することができる。

第18条、第19条及び第20条 削除  
（学位の関連規程）

第21条 学位及びその授与については、本章のほか大東文化大学学位規則に定める。

第22条及び第23条 削除  
第5章 教職課程  
（教育職員免許状）

第23条の2 高等学校教諭一種、中学校教諭一種、小学校教諭一種及び幼稚園教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で当該免許に係る高等学校教諭、中学校教諭、小学校教諭及び幼稚園教諭の専修免許状授与の所要資格を取得しようとするものは、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学の大学院の研究科において当該所要資格を取得できる高等学校教諭、中学校教諭、小学校教諭及び幼稚園教諭専修免許状の種類及び教科は、次の表に掲げるとおりとする。

| 課程をおく研究科・専攻  |             | 専修免許状の種類及び教科                 |
|--------------|-------------|------------------------------|
| 文学研究科        | 日本文学専攻      | 高等学校教諭・中学校教諭「国語」             |
|              | 中国学専攻       | 高等学校教諭・中学校教諭「国語」             |
|              | 英文学専攻       | 高等学校教諭・中学校教諭「英語」             |
|              | 書道学専攻       | 高等学校教諭「書道」                   |
|              | 教育学専攻       | 小学校教諭・幼稚園教諭                  |
| 経済学研究科       | 経済学専攻       | 高等学校教諭「地理歴史」「公民」・中学校教諭「社会」   |
| 法学研究科        | 法律学専攻       | 高等学校教諭「公民」・中学校教諭「社会」         |
|              | 政治学専攻       | 高等学校教諭「地理歴史」「公民」・中学校教諭「社会」   |
| 外国語学研究科      | 中国語学専攻      | 高等学校教諭・中学校教諭「中国語」            |
|              | 英語学専攻       | 高等学校教諭・中学校教諭「英語」             |
|              | 日本語文化学専攻    | 高等学校教諭・中学校教諭「国語」             |
| アジア地域研究科     | アジア地域研究専攻   | 高等学校教諭「地理歴史」「公民」・中学校教諭「社会」   |
| 経営学研究科       | 経営学専攻       | 高等学校教諭「公民」「商業」「情報」・中学校教諭「社会」 |
| スポーツ・健康科学研究科 | スポーツ・健康科学専攻 | 高等学校教諭・中学校教諭「保健体育」           |

## 第6章 教職員組織及び運営組織

### (授業及び研究指導の担当)

第24条 本大学院における授業及び研究指導は、本大学の専任の教授及び准教授（特任教授及び特任准教授を含む。以下に同じ。）がこれにあたる。ただし、当該授業を担当すべき専任の教授及び准教授を欠く場合、その他特別の事情がある場合には、本大学の専任の講師又は客員教授に担任させることができる。

### (研究科委員会)

第25条 本大学院の研究科に研究科委員会を置き、前条の授業を担当する専任の教授、准教授及び講師（客員教授を除く。）をもってこれを構成する。ただし、必要に応じて、他の教員を委員会の会議に出席させることができる。

- 2 各研究科に、研究科委員長を置く。委員長は、当該研究科の授業を担当する教授（特任教授及び客員教授を除く。）の中から研究科委員会において選出する。
- 3 この学則に定めるもののほか、研究科委員会に関する規則は、別に定める。
- 4 各専攻に、専攻主任を置く。専攻主任は、当該専攻の授業を担当する教授（特任教授及び客員教授を除く。）の中から選出する。

### (研究科委員会の議決事項)

第26条 研究科委員会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 研究及び教授に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育課程に関する事項
- (4) 学生の入学、休学、復学、留学、転学、退学、除籍、再入学及び懲戒等に関する事項
- (5) 当該研究科に係る大学院学則及び規程の制定・改廃に関する事項
- (6) その他研究科に関する事項

### (大学院評議会及び組織)

第26条の2 本大学院に大学院評議会を置き、次に掲げる評議会委員をもってこれを組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 研究科委員長
- (4) 専攻主任

- (5) 研究科（法務研究科を除く。）から各1名
  - (6) 法務研究科長、教務主任及び学生主任
  - 2 前項第5号の評議会委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 3 任期の途中で評議会委員の交代があつたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- (決議要件)

第26条の3 大学院評議会の決議は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、大学院学則第26条の5第1項第1号の事項については、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(非公開)

第26条の4 大学院評議会の会議は、非公開とする。

(大学院評議会の議決事項)

第26条の5 大学院評議会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 大学院学則の改正並びに規程の制定及び改廃に関する事項
- (2) 各研究科間の連絡調整に関する事項
- (3) その他大学院に関する共通事項

(大学院評議会の招集及び議長)

第26条の6 学長は、必要に応じて大学院評議会を招集し、その議長となる。

- 2 学長に支障がある場合には、学長があらかじめ指名する者が、前項の職務を行う。
- 3 削除

(議事の定足数)

第26条の7 大学院評議会は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

- 2 大学院学則第26条の5第1項第1号に関する事項については、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(幹事)

第26条の8 大学院評議会に幹事を置き、大学院事務室がこれに当る。

(議事録)

第26条の9 大学院評議会の議事録は、幹事が作成し、議決に加わつた委員2名が署名捺印の上、大学院事務室がこれを保管する。

- 2 大学院評議会は、議事録の写しを学長に提出しなければならない。

(事務職員)

第27条 大学院に若干名の事務職員を置く。

第7章 学年・学期・休業日

(学年及び学期)

第28条 本大学院の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

前学期4月1日から9月15日まで

後学期9月16日から翌年3月31日まで

- 2 学長は、大学評議会の議を経て、前項に定める期日を変更することができる。

(休業日)

第29条 次に掲げる日を休業日とする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 春季休業 3月16日から3月31日まで
- (3) 夏季休業 8月1日から9月15日まで
- (4) 冬季休業 12月25日から翌年1月4日まで

- 2 前項の休業日は、必要ある場合は変更し、又は休業日に授業を行うことがある。
- 3 学長は大学評議会の議を経て、臨時休業日を定めることができる。

第8章 入学・休学・復学・留学・転学・退学・除籍及び再入学

(入学の時期)

第30条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後学期の入学を許可することができる。

(入学資格)

第31条 修士課程及び博士課程前期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
  - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
  - (3) 外国において通常の課程による16年の学校教育を修了した者
  - (4) 文部科学大臣の指定した者
  - (5) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
  - (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
  - (7) 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 博士課程後期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者
  - (2) 修士に相当する外国の学位を有する者
  - (3) 法務博士（専門職）の学位を有する者
  - (4) 文部科学大臣の指定した者
  - (5) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
  - (6) 本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者  
(入学志願手続)

第32条 本大学院に入学を志願する者は、入学志願書に履歴書、最終出身学校長の卒業証明書及び成績証明書に入学検定料を添えて提出しなければならない。

- 2 前条第1項第5号、第6号若しくは第7号又は同条第2項第5号若しくは第6号により入学を志願する者は、本学所定の入学資格審査を受けなければならない。

(国費外国人留学生の受入れ)

第32条の2 第31条第1項第4号又は第2項第4号に定める者のうち、文部科学省が定める大学推薦による国費外国人留学生（研究留学生）の受入れについては、次のとおりとする。

- (1) 受入れ人数は若干名とする。
  - (2) 入学検定料は免除する。
  - (3) 国費外国人留学生（研究留学生）期間の学費は全額免除とする。
- 2 前項に規定するもののほか、入学等学事上の取扱いについては別に定める。

(入学手続)

第33条 各委員会の定める検定に合格した者は、所定の期日までに保証人連署の在学保証書と戸籍抄本に入学金を添えて入学手続をしなければならない。

- 2 前項の手続終了者に対し、学長は、入学を許可する。この手続を所定の期日内に終了しない者は、合格を取消すことがある。

(保証人)

第34条 保証人は、父兄又は独立の生計を営む者で確実に保証人としての責務を果し得る者でなければならない。

- 2 保証人として不適当と認めるときは、変更を命ずることがある。

第35条 保証人は保証する学生の在学中、その一身に関する事項について一切の責任を負わなければならない。

第36条 保証人が死亡、その他の事由によつて、その責任を果し得ない場合には、新たに保証人を選定して届け出なければならない。

(休学)

第37条 病気その他の事由で休学しようとする場合は、保証人連署で所属する研究科の委員会に願出、その許可を得なければならない。

- 2 病気を理由とする休学願には医師の診断書を添えなければならない。

第38条 休学は、当該学年限りとする。ただし、特別の事情がある場合には、引き続き休学を許可することがある。

- 2 休学期間は、在学年数に算入しない。

第39条 休学期間中の学費については、教育充実費以外は納入させない。

(復学)

第40条 休学期間中にその理由が消滅し、復学しようとする者は、保証人連署の復学願を提出し、許可を得なければならない。ただし、疾病の場合は学校の定める医師の診断書を添付するものとする。

2 休学者は、学期の始めでなければ復学することができない。

(留学)

第40条の2 学生が外国の大学の大学院又はこれに相当する研究所において授業科目を履修し、又は研究指導を受けるため留学を願い出たときは、研究科委員会が教育上有益であると認めた場合に限り、これを許可することができる。

2 留学の期間は、1年間に限り在学年数に算入する。

3 留学について必要な事項は別に定める。

(転学の受入)

第41条 本大学院以外の大学院の学生が、所属大学の学長又は研究科長の承認書を添えて本大学院に転学を志願したときは、学年の始めに限り当該委員会にて審査の上これを許可することがある。

(転学)

第42条 本大学院の学生で本大学院以外の大学院に転学しようとする者は、事前に転学願を提出し、学長の承認を得なければならない。

(退学)

第43条 病気その他の理由によつて退学しようとする者は、理由を具し、保証人連署で願い出なければならない。

(除籍)

第43条の2 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

(1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第4条に定める在学期間を超えた者

(3) 第38条に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

(再入学)

第44条 第43条の規定により退学した者(以下「退学者」という。)又は第43条の2第1号の規定により除籍された者(以下「除籍者」という。)が、再入学を願い出た場合には、学年の始めに限り、審査の上これを許可することがある。この場合には、既修の授業科目の全部又は一部を再び履修させることがある。

2 前項の規定により再入学を許可された場合の再入学年次は、退学者は退学時の在籍年次とし、除籍者は除籍事由が生じた時に在籍した年次とする。ただし、退学者のうち、当該研究科委員会において、学年進行が認められた者の再入学年次については、この限りではない。

(入学等の決定)

第45条 入学、休学、復学、留学、転学、退学、除籍及び再入学の許可は、委員会の議を経て、学長がこれを定める。

第9章 入学検定料・入学金及び学費

(入学検定料)

第46条 本大学院に入学を志願する者は第32条に定める手続きと同時に入学検定料35,000円を納めなければならない。

2 前項の定めにかかわらず海外における入学試験会場にて本大学院を志願する者は、1専攻につき入学検定料5,000円を納めなければならない。

(入学金)

第47条 入学又は転入学を許可された者は、入学金220,000円を納めなければならない。

2 すでに納めた入学金は、これを返還しない。

(学費)

第48条 学生は、次の学費を指定期日以内に納めなければならない。

(1) 文学研究科(書道学専攻を除く。)、経済学研究科、法学研究科、外国語学研究科、アジア地域研究科、経営学研究科

授業料 530,000円

教育充実費 179,300円

研究費 30,000円

(2) 文学研究科書道学専攻

授業料 530,000円

教育充実費 179,300円

研究費 30,000円

実習費 50,000円

(3) スポーツ・健康科学研究科スポーツ・健康科学専攻

授業料 600,000円

教育充実費 179,300円

研究費 30,000円

実習費 30,000円

2 学費は、前学期と後学期とに分けて納めることができる。

3 学生が、学費の納入について、延期を願い出たときは、正当な理由がある場合に限り、許可することができる。

4 すでに納めた学費は、これを返還しない。ただし、別に定める入学試験において入学を許可された者が、所定の期間に入学辞退届を提出して、入学を辞退するときは学費を返還する。

5 学費の納入手続に関する事項は、別に定める。

第10章 入学検定等に関する特例

(外国人留学生の入学許可の特例)

第49条 第31条第1項第2号及び第4号並びに第2項第2号及び第4号に該当する外国人は、第33条の規定にかかわらず、特別の審査を経て、入学を許可することができる。

2 前項の規定による審査の方法は、各委員会の議を経て、これを定める。

第50条 前条の規定により入学を志願する者は、第33条の手続の外、日本に在住して学業に従事することが適法であることを証明するに足る外国政府その他の官公署の証明書を提出しなければならない。

第51条 第49条の規定により入学を許可された者については、学習の必要に応じて所定の授業科目の一部に代え、又はこれに加えて特別の科目を履修させることがある。

2 前項の規定による特別科目は、当該委員会がこれを定める。

(日本人の入学の特例)

第52条 第31条第1項第2号及び第2項第2号に該当する日本人は本章の規定によつて取り扱うことができる。

(社会人入学資格)

第52条の2 有職者又は企業等からの派遣者等一定期間社会的経験を有する者で、第31条第1項及び第2項の各号の一に該当する入学資格を有する者については、第49条の規定を準用する。

第11章 委託研修生、聴講生、研究生、交流学生、科目等履修生

(委託研修生)

第53条 官公庁、外国政府、学校、研究機関、民間団体等の委託に基づき、本大学院において授業科目を履修しようとする者又は特定の研究課題について研究指導を受けようとする者があるときは、第30条及び第31条の規定にかかわらず、選考のうえ、正規の学生の修学を妨げない範囲で委託研修生として入学を許可することができる。

2 委託研修生について必要な事項は別に定める。

(聴講生)

第54条 本大学院において特定の授業科目を履修しようとする者があるときは、選考のうえ、正規の学生の修学を妨げない範囲において、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生について必要な事項は別に定める。

(研究生)

第54条の2 本大学院において特定の研究課題について研究指導を受けようとする者があるときは、選考のうえ、正規の学生の修学を妨げない範囲において、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生について必要な事項は別に定める。

(交流学生)

第55条 他大学の大学院(外国の大学の大学院を含む。)の学生で、協定に基づき本大学院の授業科目を履修しようとする者又は特定の研究課題について研究指導を受けようとする者を、交流学生として受け入れることができる。

2 交流学生の受け入れについては当該交流大学との協定において定めるほか必要な事項は別に定める。

(科目等履修生)

第55条の2 本大学院は、本大学院の学生以外の者が1又は複数の授業科目について履修を願い出たときは、正規の学生の教育を妨げない場合に限り、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第12章 賞罰

(賞罰)

第56条 学生の賞罰に関しては大東文化大学学則第46条、第47条及び第48条を準用する。

(賞罰の決定)

第57条 賞罰は委員会の議を経て、学長がこれを行う。

## 第13章 改正

(学則の改正)

第58条 この学則は、大学院評議会の議を経て、理事会の決議により変更することができる。

附 則

1 この学則は、委員会の議を経て、理事会の決議により変更することができる。

2 この学則は、昭和39年4月1日から施行する。

3 削除

4 第3条経済学研究科の課程、専攻については、昭和52年度以前の入学者にあつては改正前の学則による。

5 削除

6 削除

附 則(昭和41年4月1日)

この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則(昭和42年4月1日)

この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年4月1日)

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年4月1日)

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年4月1日)

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年4月1日)

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年4月1日)

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年4月1日)

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年4月1日)

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月31日)

1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年12月24日)

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年10月27日）

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年2月25日）

- 1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 別表3の改正は、昭和60年度入学生から適用する。

附 則（昭和61年1月22日）

- 1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 別表2の改正は、昭和61年度入学生から適用する。

附 則（昭和61年6月25日）

本学則は、昭和61年6月25日から施行する。

附 則（昭和61年12月17日）

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年11月25日）

- 1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 昭和63年度入学金・授業料・施設費および研究費については、附則（昭和57年3月31日）第2項の定めによらない。

附 則（昭和63年10月26日）

この学則は、昭和63年10月26日から施行する。但し、別表1の改正は平成元年度入学生から適用する。

附 則（平成元年3月8日）

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月29日）

この学則は、平成元年度生から適用する。

附 則（平成2年3月26日）

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月30日）

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 平成2年度入学金、授業料および施設費については、附則（昭和57年3月31日）第2項の定めによらない。
- 3 平成2年度入学金、施設費、図書費及び暖房費の額には、消費税率100分の3を乗じた額を含む。

附 則（平成2年7月25日）

この学則は、平成3年4月1日から施行する。但し、別表3の改正は平成3年度入学生から適用する。

附 則（平成2年12月19日）

- 1 本学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成3年度入学金、および学費については、附則（昭和57年3月31日）第2項の定めによらない。

附 則（平成3年3月20日）

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月27日）

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年10月30日）

この学則は、平成3年10月30日から施行する。

附 則（平成3年11月27日）

- 1 本学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成4年度入学金及び学費については附則（昭和57年3月31日）第2項の定めによらない。

附 則（平成3年12月25日）

附 則（平成4年1月29日）

この学則は、平成4年1月29日から施行する。

附 則（平成4年3月24日）

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 17 日）

この学則は、平成 5 年 3 月 17 日から施行し、改正後の第 46 条の規定は、平成 4 年 10 月 1 日に遡って適用する。

附 則（平成 5 年 3 月 17 日）

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 19 日）

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。但し、別表 2 の改正は平成 5 年度入学生から適用する。

附 則（平成 5 年 10 月 27 日）

1 この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 6 年度入学金及び学費については附則（昭和 57 年 3 月 31 日）第 2 項の定めによらない。

附 則（平成 5 年 11 月 24 日）

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 9 日）

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 23 条の 2 に掲げる表の改正は平成 6 年度入学生から適用する。

附 則（平成 6 年 3 月 16 日）

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 10 月 26 日）

この学則は、平成 6 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 11 月 30 日）

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 12 月 21 日）

1 この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 7 年度入学金及び学費については附則（昭和 57 年 3 月 31 日）第 2 項の定めによらない。

附 則（平成 6 年 12 月 21 日）

この学則は、平成 7 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 16 日）

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 29 日）

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 7 月 19 日）

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。但し、別表 2 の改正は、平成 8 年度入学生から適用する。

附 則（平成 7 年 11 月 29 日）

1 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 附則（昭和 57 年 3 月 31 日）第 2 項の定めにかかわらず、平成 8 年度入学金及び学費については、別に定める。

附 則（平成 7 年 12 月 20 日）

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 12 月 22 日）

1 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表 3 に定める法学研究科法律学専攻博士課程前期課程、博士課程後期課程及び政治学専攻博士課程前期課程の規定は、平成 8 年度入学生から適用する。

附 則（平成 8 年 2 月 28 日）

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。但し、別表 3 の改正は、平成 8 年度入学生から適用する。

附 則（平成 8 年 11 月 27 日）

1 本学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 附則（昭和 57 年 3 月 31 日）第 2 項の定めにかかわらず、平成 9 年度入学金及び学費については、

別に定める。

附 則（平成8年12月18日）

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月26日）

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年7月9日）

この学則は、平成10年4月1日から施行する。但し、別表2の改正は、平成10年度入学生から適用する。

附 則（平成9年7月30日）

この学則は、平成10年4月1日から施行する。但し、第46条の改正は、平成10年度入学試験受験生から適用する。

附 則（平成9年11月26日）

1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

2 附則（昭和57年3月31日）第2項の定めにかかわらず、平成10年度入学金及び学費については、別に定める。

附 則（平成10年4月22日）

この学則は、平成11年4月1日から施行する。但し、別表2の改正は、平成11年度入学生から適用する。

附 則（平成10年7月29日）

この学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、別表3の改正は、平成11年度入学生から適用する。

附 則（平成10年12月22日）

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年1月27日）

この学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、別表3の改正は、平成11年度入学生から適用する。

附 則（平成11年3月17日）

1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

2 学費の変更があったときは、学生は、その変更された額の学費を納入するものとする。

3 従前の附則（昭和57年3月31日）第2項及び第3項は、平成11年3月31日をもって廃止する。

附 則（平成11年3月19日）

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年6月23日）

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成11年7月21日）

この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、別表2の改正は、平成12年度入学生から適用する。

附 則（平成11年12月22日）

この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、別表3の改正は、平成12年度入学生から適用する。

附 則（平成12年3月21日）

この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第23条の2の改正は、平成12年度入学生から適用する。

附 則（平成12年9月27日）

この学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表4の改正は、平成13年度入学生から適用する。

附 則（平成12年12月20日）

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月21日）

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年 2月28日）

この学則は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則（平成13年 6月28日）

この学則は、平成13年 6月28日から施行する。

附 則（平成13年 6月28日）

- 1 この学則は、平成14年 4月 1日から施行する。
- 2 別表 2、別表 3 の法律学専攻及び別表 5 の改正は、平成14年度入学生から適用する。
- 3 別表 3 の政治学専攻の改正は、平成13年度入学生から適用する。

附 則（平成13年11月28日）

- 1 この学則は、平成13年12月17日から施行する。
- 2 第15条の改正は、平成13年度入学生から適用する。

附 則（平成13年12月19日）

この学則は、平成14年 4月 1日から施行する。ただし、別表 4 の改正は、平成14年度入学生から適用する。

附 則（平成14年 9月25日）

この学則は、平成15年 4月 1日から施行し、別表 2 の改正は、平成15年度入学生から適用する。ただし、「租税法」は、平成14年度入学生から適用する。

附 則（平成14年10月30日）

この学則は、平成15年 4月 1日から施行する。ただし、別表 1 及び別表 4 の改正は、平成15年度入学生から適用する。

附 則（平成14年12月19日）

この学則は、平成15年 4月 1日から施行する。ただし、別表 1 の改正は、平成15年度入学生から適用する。

附 則（平成14年12月19日）

- 1 この学則は、平成15年 4月 1日から施行する。ただし、平成15年 3月31日現在経済学研究科経営学専攻に在学する者は、なお従前のおりとする。
- 2 改正前の第 3 条の経済学研究科経営学専攻については、平成15年度から学生募集を停止し、平成15年 3月31日に当該専攻に在学する者の修了を待つて廃止する。

附 則（平成15年 2月26日）

この学則は、平成15年 4月 1日から施行する。ただし、別表 1 及び別表 6 の改正は、平成15年度入学生から適用する。

附 則（平成15年 3月 5日）

- 1 この学則は、平成15年 4月 1日から施行する。ただし、平成15年 3月31日現在経済学研究科経営学専攻に在学する者は、なお従前のおりとする。
- 2 改正前の第 3 条の経済学研究科経営学専攻については、平成15年度から学生募集を停止し、平成15年 3月31日に当該専攻に在学する者の修了を待つて廃止する。

附 則（平成15年 7月30日）

この学則は、平成16年 4月 1日から施行し、別表 2 の改正は、平成16年度入学生から適用する。ただし、「産業組織」は、平成16年度在籍者から適用する。

附 則（平成15年11月27日）

この学則は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則（平成15年12月17日）

この学則は、平成16年 4月 1日から施行する。ただし、別表 2 及び別表 4 の改正は、平成16年度入学生から適用する。

附 則（平成16年 5月26日）

- 1 この学則は、平成17年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条の文学研究科の課程については、平成16年度以前の入学者にあつては改正前の学則による。
- 3 改正後の別表 1 に定める文学研究科書道学専攻博士課程前期課程及び博士課程後期課程の規定は、平成17年度入学生から適用する。ただし、「書跡文化財学演習(一)」及び「書跡文化財学演習(二)」

は、平成15年度入学生から適用する。

附 則（平成16年 7月28日）

この学則は、平成17年 4月 1日から施行する。ただし、別表 5 の改正は、平成17年度入学生から適用する。

附 則（平成16年 9月30日）

- 1 この学則は、平成17年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条の外国語学研究科の課程については、平成16年度以前の入学者にあつては改正前の学則による。
- 3 改正後の別表 4 に定める外国語学研究科英語学専攻博士課程前期課程及び博士課程後期課程の規定は、平成17年度入学生から適用する。

附 則（平成16年11月24日）

この学則は、平成17年 4月 1日から施行する。ただし、別表 2 及び別表 4 の改正は、平成17年度入学生から適用する。

附 則（平成16年12月22日）

この学則は、平成17年 4月 1日から施行する。ただし、別表 2 の改正は、平成17年度入学生から適用する。

附 則（平成17年 2月23日）

この学則は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則（平成17年 6月29日）

この学則は、平成18年 4月 1日から施行する。ただし、別表 1 及び別表 6 の改正は、平成18年度入学生から適用する。

附 則（平成17年 7月27日）

- 1 この学則は、平成18年 4月 1日から施行する。ただし、別表 4 の改正は、平成18年度入学生から適用する。
- 2 第 5 条の文学研究科中国学専攻博士課程後期課程の収容定員は、平成18年度及び平成19年度においては、それぞれ次のとおり読み替えるものとする。

平成18年度

平成19年度

文学研究科

中国学専攻

博士課程後期課程

7 名

8 名

附 則（平成17年10月26日）

この学則は、平成18年 4月 1日から施行する。ただし、別表 1 の改正は、平成18年度入学生から適用する。

附 則（平成18年 3月23日）

この学則は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則（平成18年 5月24日）

この学則は、平成19年 4月 1日から施行する。ただし、別表 2 の改正は、平成19年度入学生から適用する。

附 則（平成18年 7月 5日）

この学則は、平成19年 4月 1日から施行する。ただし、別表 2 及び別表 3 の改正は、平成19年度入学生から適用する。

附 則（平成18年 9月 2日）

- 1 この学則は、平成18年 9月21日から施行する。
- 2 第15条第 4 項、第30条及び第32条の 2 の改正は、平成18年度入学生から適用する。

附 則（平成18年11月29日）

この学則は、平成19年 4月 1日から施行する。ただし、別表 1、別表 3、別表 4 及び別表 6 の改正は、平成19年度入学生から適用する。

附 則（平成18年11月30日）

- 1 この学則は、平成19年 4月 1日から施行する。

- 2 改正後の第3条、第5条、第16条及び別表4の規定は、平成19年度入学生から適用する。  
 附 則（平成19年1月31日）
- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日に外国語学研究科日本語学専攻修士課程に在学する者については、なお従前のおりとする。  
 附 則（平成19年2月28日）  
 経済学研究科経営学専攻は、平成19年3月31日をもって廃止する。  
 附 則（平成19年5月23日）  
 この学則は、平成20年4月1日から施行する。  
 附 則（平成19年7月25日）
- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表2及び別表3の規定は、平成20年度入学生から適用する。  
 附 則（平成19年12月3日）  
 この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表1の改正は、平成20年度入学生から適用する。  
 附 則（平成20年1月30日）  
 この学則は、平成20年4月1日から施行する。  
 附 則（平成20年4月30日）  
 この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表5の改正は、平成21年度入学生から適用する。  
 附 則（平成20年7月30日）  
 この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表2及び別表3の改正は、平成21年度入学生から適用する。  
 附 則（平成20年10月31日）  
 この学則は、平成21年4月1日から施行する。  
 附 則（平成20年11月26日）
- 1 この学則は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 第46条第2項は、平成20年4月1日に遡って適用する。  
 附 則（平成21年5月20日）  
 この学則は、平成22年4月1日から施行する。  
 附 則（平成21年7月29日）  
 この学則は、平成21年9月1日から施行する。  
 附 則（平成21年9月30日）  
 この学則は、平成22年4月1日から施行する。  
 附 則（平成21年11月25日）  
 この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表1の改正は、平成22年度入学生から適用する。  
 附 則（平成21年11月25日）  
 この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表4の改正は、平成22年度入学生から適用する。  
 附 則（平成21年11月25日）
- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第5条の文学研究科英文学専攻修士課程及び外国語学研究科日本語文化学専攻博士課程前期課程の収容定員は、平成22年度においては、それぞれ次のとおり読み替えるものとする。

平成22年度

|                  |     |
|------------------|-----|
| 文学研究科            |     |
| 英文学専攻修士課程        | 15名 |
| 外国語学研究科          |     |
| 日本語文化学専攻博士課程前期課程 | 15名 |

- 3 第5条の法務研究科（法科大学院）の収容定員は、平成22年度及び平成23年度においては、それぞれ次のとおり読み替えるものとする。

平成22年度  
140名

平成23年度  
130名

附 則（平成21年12月16日）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表3の改正は、平成22年度入学生から適用する。

附 則（平成22年2月24日）

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。  
2 別表1の改正は、平成23年4月1日から適用する。

別表1 文学研究科

1 授業科目・単位数

| 専攻課程                   | 授業科目         | 単位数 |
|------------------------|--------------|-----|
| 日本文学専攻<br>博士課程<br>前期課程 | (専攻科目)       |     |
|                        | 上代文学特殊研究 (1) | 4   |
|                        | 上代文学特殊研究 (2) | 4   |
|                        | 上代文学演習 (1)   | 4   |
|                        | 上代文学演習 (2)   | 4   |
|                        | 中古文学特殊研究 (1) | 4   |
|                        | 中古文学特殊研究 (2) | 4   |
|                        | 中古文学演習 (1)   | 4   |
|                        | 中古文学演習 (2)   | 4   |
|                        | 中世文学特殊研究 (1) | 4   |
|                        | 中世文学特殊研究 (2) | 4   |
|                        | 中世文学演習 (1)   | 4   |
|                        | 中世文学演習 (2)   | 4   |
|                        | 近世文学特殊研究 (1) | 4   |
|                        | 近世文学特殊研究 (2) | 4   |
|                        | 近世文学演習 (1)   | 4   |
|                        | 近世文学演習 (2)   | 4   |
|                        | 近代文学特殊研究 (1) | 4   |
|                        | 近代文学特殊研究 (2) | 4   |
|                        | 近代文学演習 (1)   | 4   |
|                        | 近代文学演習 (2)   | 4   |
|                        | 日本語学特殊研究 (1) | 4   |
|                        | 日本語学特殊研究 (2) | 4   |
|                        | 日本語学演習 (1)   | 4   |
|                        | 日本語学演習 (2)   | 4   |
|                        | (関連講義科目)     |     |
|                        | 中国文学研究       | 4   |
|                        | 文化史研究 (1)    | 4   |
|                        | 文化史研究 (2)    | 4   |
|                        | 比較文学研究       | 4   |
| 中国哲学研究                 | 4            |     |
| 日本社会史研究                | 4            |     |
| 日本文学専攻                 | (専攻科目)       |     |

|              |              |    |
|--------------|--------------|----|
| 博士課程<br>後期課程 | 上代文学特殊研究 (1) | 4  |
|              | 上代文学特殊研究 (2) | 4  |
|              | 上代文学演習 (1)   | 12 |
|              | 上代文学演習 (2)   | 12 |
|              | 中古文学特殊研究 (1) | 4  |
|              | 中古文学特殊研究 (2) | 4  |
|              | 中古文学演習 (1)   | 12 |
|              | 中古文学演習 (2)   | 12 |
|              | 中世文学特殊研究 (1) | 4  |
|              | 中世文学特殊研究 (2) | 4  |
|              | 中世文学演習 (1)   | 12 |
|              | 中世文学演習 (2)   | 12 |
|              | 近世文学特殊研究 (1) | 4  |
|              | 近世文学特殊研究 (2) | 4  |
|              | 近世文学演習 (1)   | 12 |
|              | 近世文学演習 (2)   | 12 |
|              | 近代文学特殊研究 (1) | 4  |
|              | 近代文学特殊研究 (2) | 4  |
|              | 近代文学演習 (1)   | 12 |
|              | 近代文学演習 (2)   | 12 |
|              | 日本語学特殊研究 (1) | 4  |
|              | 日本語学特殊研究 (2) | 4  |
|              | 日本語学演習 (1)   | 12 |
|              | 日本語学演習 (2)   | 12 |
|              | (関連講義科目)     |    |
|              | 中国文学研究       | 4  |
|              | 文化史研究 (1)    | 4  |
|              | 文化史研究 (2)    | 4  |
|              | 比較文学研究       | 4  |
|              | 中国哲学研究       | 4  |
|              | 日本社会史研究      | 4  |
| 中国学専攻        | (専攻科目)       |    |
| 博士課程<br>前期課程 | 中国哲学特殊研究 (1) | 4  |
|              | 中国哲学特殊研究 (2) | 4  |
|              | 中国哲学特殊研究 (3) | 4  |
|              | 中国哲学演習 (1)   | 4  |
|              | 中国哲学演習 (2)   | 4  |
|              | 中国哲学演習 (3)   | 4  |
|              | 中国文学特殊研究 (1) | 4  |
|              | 中国文学特殊研究 (2) | 4  |
|              | 中国文学特殊研究 (3) | 4  |
|              | 中国文学演習 (1)   | 4  |
|              | 中国文学演習 (2)   | 4  |
|              | 中国文学演習 (3)   | 4  |
|              | 中国史学特殊研究 (1) | 4  |
|              | 中国史学特殊研究 (2) | 4  |
|              | 中国史学特殊研究 (3) | 4  |
|              | 中国史学演習 (1)   | 4  |
| 中国史学演習 (2)   | 4            |    |

|                 |                     |    |
|-----------------|---------------------|----|
|                 | 中国史学演習 (3)          | 4  |
|                 | 中国音韻学特殊研究           | 4  |
|                 | 中国音韻学演習<br>(実務者用科目) | 4  |
|                 | 中国学課題演習<br>(関連講義科目) | 4  |
|                 | 国文学特殊研究             | 4  |
|                 | 文化史特殊研究             | 4  |
| 中国学専攻           | (専攻科目)              |    |
| 博士課程            | 中国哲学特殊研究 (1)        | 4  |
| 後期課程            | 中国哲学特殊研究 (2)        | 4  |
|                 | 中国哲学特殊研究 (3)        | 4  |
|                 | 中国哲学演習 (1)          | 12 |
|                 | 中国哲学演習 (2)          | 12 |
|                 | 中国哲学演習 (3)          | 12 |
|                 | 中国文学特殊研究 (1)        | 4  |
|                 | 中国文学特殊研究 (2)        | 4  |
|                 | 中国文学特殊研究 (3)        | 4  |
|                 | 中国文学演習 (1)          | 12 |
|                 | 中国文学演習 (2)          | 12 |
|                 | 中国文学演習 (3)          | 12 |
|                 | 中国史学特殊研究 (1)        | 4  |
|                 | 中国史学特殊研究 (2)        | 4  |
|                 | 中国史学特殊研究 (3)        | 4  |
|                 | 中国史学演習 (1)          | 12 |
|                 | 中国史学演習 (2)          | 12 |
|                 | 中国史学演習 (3)          | 12 |
|                 | 中国音韻学特殊研究           | 4  |
|                 | 中国音韻学演習<br>(関連講義科目) | 12 |
|                 | 国文学特殊研究             | 4  |
|                 | 文化史特殊研究             | 4  |
| 英文学専攻<br>(修士課程) | (専攻科目)              |    |
|                 | 英文学特殊講義 (1)         | 4  |
|                 | 英文学特殊講義 (2)         | 4  |
|                 | 英文学特殊講義 (3)         | 4  |
|                 | 英文学特殊講義 (4)         | 4  |
|                 | 英文学演習 (1)           | 4  |
|                 | 英文学演習 (2)           | 4  |
|                 | 英文学演習 (3)           | 4  |
|                 | 英文学演習 (4)           | 4  |
|                 | 英語学特殊講義 (1)         | 4  |
|                 | 英語学特殊講義 (2)         | 4  |
|                 | 英語学演習 (1)           | 4  |
|                 | 英語学演習 (2)           | 4  |
|                 | アメリカ文学特殊講義 (1)      | 4  |
|                 | アメリカ文学特殊講義 (2)      | 4  |
|                 | アメリカ文学演習 (1)        | 4  |
|                 | アメリカ文学演習 (2)        | 4  |

|                       |                                   |   |
|-----------------------|-----------------------------------|---|
|                       | 英米文化特殊講義 (1)                      | 4 |
|                       | 英米文化特殊講義 (2)                      | 4 |
|                       | 英米文化演習 (1)                        | 4 |
|                       | 英米文化演習 (2)                        | 4 |
|                       | 研究方法論<br>(関連講義科目)                 | 4 |
|                       | ヨーロッパ文学特殊講義                       | 4 |
| 教育学専攻<br>(修士課程)       | (専攻科目)                            |   |
|                       | 教育思想・制度演習                         | 4 |
|                       | 教授・学習演習                           | 4 |
|                       | 認知・発達演習                           | 4 |
|                       | 教育学研究指導 I                         | 4 |
|                       | 教育学研究指導 II<br>(関連講義科目)            | 4 |
|                       | 教育学・教育実践総合研究 I (授業・子ども・学級づくり)     | 2 |
|                       | 教育学・教育実践総合研究 II (教育政策・教育行政・学校づくり) | 2 |
|                       | 教育思想特殊講義                          | 2 |
|                       | 教育制度特殊講義                          | 2 |
|                       | 教育史特殊講義                           | 2 |
|                       | 学校・学級経営特殊講義                       | 2 |
|                       | 生涯学習特殊講義                          | 2 |
|                       | 教育内容・方法特殊講義                       | 2 |
|                       | 生活指導特殊講義                          | 2 |
|                       | 道德教育特殊講義                          | 2 |
|                       | 教科教育特殊講義 I (人文系)                  | 2 |
|                       | 教科教育特殊講義 II (理数系)                 | 2 |
|                       | 教科教育特殊講義 III (芸術系)                | 2 |
|                       | 外国語教育法特殊講義                        | 2 |
|                       | 幼児教育特殊講義                          | 2 |
|                       | 情報・メディアと教育特殊講義                    | 2 |
|                       | 子どもと本特殊講義                         | 2 |
|                       | 認知学習論特殊講義                         | 2 |
|                       | 子どもの社会・文化的発達特殊講義                  | 2 |
|                       | 特別支援教育特殊講義                        | 2 |
| 書道学専攻<br>博士課程<br>前期課程 | (専攻科目)                            |   |
|                       | 中国書学演習 (1)                        | 4 |
|                       | 中国書学演習 (2)                        | 4 |
|                       | 日本書学演習 (1)                        | 4 |
|                       | 日本書学演習 (2)                        | 4 |
|                       | 中国書法演習 (1)                        | 4 |
|                       | 中国書法演習 (2)                        | 4 |
|                       | 日本書道演習 (1)                        | 4 |
|                       | 日本書道演習 (2)                        | 4 |
|                       | 中国書学・書法特殊研究 (1)                   | 4 |
|                       | 中国書学・書法特殊研究 (2)                   | 4 |
|                       | 日本書学・書道特殊研究 (1)                   | 4 |
|                       | 日本書学・書道特殊研究 (2)                   | 4 |

|       |                 |   |
|-------|-----------------|---|
|       | 中国書法文化特殊研究 (1)  | 4 |
|       | 中国書法文化特殊研究 (2)  | 4 |
|       | 日本書道文化特殊研究 (1)  | 4 |
|       | 日本書道文化特殊研究 (2)  | 4 |
|       | 書跡文化財学演習 (1)    | 4 |
|       | 書跡文化財学演習 (2)    | 4 |
|       | 文化財保存学特殊研究 (1)  | 4 |
|       | 文化財保存学特殊研究 (2)  | 4 |
|       | 文化財保存修復特殊研究 (1) | 4 |
|       | 文化財保存修復特殊研究 (2) | 4 |
|       | 書写書道教育特殊研究 (1)  | 4 |
|       | 書写書道教育特殊研究 (2)  | 4 |
|       | 書道学特殊研究 (1)     | 4 |
|       | 書道学特殊研究 (2)     | 4 |
|       | (関連講義科目)        |   |
|       | 中国哲学特殊研究        | 4 |
|       | 中国美学特殊研究        | 4 |
|       | 中国文学特殊研究        | 4 |
|       | 上代文学特殊研究        | 4 |
|       | 中古文学特殊研究        | 4 |
|       | 中世文学特殊研究        | 4 |
|       | 近世文学特殊研究        | 4 |
|       | 東洋文化史特殊研究       | 4 |
|       | 東洋美術史特殊研究       | 4 |
| 書道学専攻 | (専攻科目)          |   |
| 博士課程  | 中国書学演習 (3)      | 4 |
| 後期課程  | 中国書学演習 (4)      | 4 |
|       | 中国書学演習 (5)      | 4 |
|       | 日本書学演習 (3)      | 4 |
|       | 日本書学演習 (4)      | 4 |
|       | 日本書学演習 (5)      | 4 |
|       | 書跡文化財学演習 (3)    | 4 |
|       | 書跡文化財学演習 (4)    | 4 |
|       | 書跡文化財学演習 (5)    | 4 |

## 2 履修方法

### 1 日本文学専攻、中国学専攻、英文学専攻、書道学専攻

- (1) 修士課程又は博士課程前期課程においては、専攻科目の単位数を含め、講義20単位以上、演習12単位以上を取得しなければならない。
- (2) 博士課程後期課程においては、専攻科目を含め、12単位以上を取得しなければならない。
- (3) 指導教員が必要と認めた場合に限り、他の専攻又は他の研究科の教育課程について修得させた授業科目の単位は、所定の単位数に充当することができる。

### 2 教育学専攻

- (1) 講義科目は、教育学・教育実践総合研究Ⅰ及び教育学・教育実践総合研究Ⅱの計4単位を含め、18単位以上を取得しなければならない。
- (2) 演習科目は、教育学研究指導Ⅰ及び教育学研究指導Ⅱの計8単位を含め、12単位以上を取得しなければならない。
- (3) 指導教員が必要と認めた場合に限り、他の専攻又は他の研究科の教育課程について修得させた授業科目の単位は、その他の単位数として認定するが、課程修了要件単位数には充当しない。

別表2 経済学研究科

1 授業科目・単位数

| 専攻課程                  | 授業科目          | 単位数 |
|-----------------------|---------------|-----|
| 経済学専攻<br>博士課程<br>前期課程 | 研究指導科目        |     |
|                       | 理論経済学研究指導Ⅰ    | 4   |
|                       | 理論経済学研究指導Ⅱ    | 4   |
|                       | 経済学史研究指導Ⅰ     | 4   |
|                       | 経済学史研究指導Ⅱ     | 4   |
|                       | 経済史研究指導Ⅰ      | 4   |
|                       | 経済史研究指導Ⅱ      | 4   |
|                       | 経済政策研究指導Ⅰ     | 4   |
|                       | 経済政策研究指導Ⅱ     | 4   |
|                       | 国際経済研究指導Ⅰ     | 4   |
|                       | 国際経済研究指導Ⅱ     | 4   |
|                       | 国際関係研究指導Ⅰ     | 4   |
|                       | 国際関係研究指導Ⅱ     | 4   |
|                       | 金融研究指導Ⅰ       | 4   |
|                       | 金融研究指導Ⅱ       | 4   |
|                       | 財政研究指導Ⅰ       | 4   |
|                       | 財政研究指導Ⅱ       | 4   |
|                       | 統計研究指導Ⅰ       | 4   |
|                       | 統計研究指導Ⅱ       | 4   |
|                       | 社会保障研究指導Ⅰ     | 4   |
|                       | 社会保障研究指導Ⅱ     | 4   |
|                       | 労働経済研究指導Ⅰ     | 4   |
|                       | 労働経済研究指導Ⅱ     | 4   |
|                       | 通説論研究指導Ⅰ      | 4   |
|                       | 通説論研究指導Ⅱ      | 4   |
|                       | 経済地理研究指導Ⅰ     | 4   |
|                       | 経済地理研究指導Ⅱ     | 4   |
|                       | 環境経済学研究指導Ⅰ    | 4   |
|                       | 環境経済学研究指導Ⅱ    | 4   |
|                       | 消費者政策・法制研究指導Ⅰ | 4   |
|                       | 消費者政策・法制研究指導Ⅱ | 4   |
|                       | 講義・実習科目       |     |
|                       | マクロ経済学        | 4   |
|                       | ミクロ経済学        | 4   |
| 計量経済学                 | 4             |     |
| マルクス経済学               | 4             |     |
| 環境経済学                 | 4             |     |
| 経済学史                  | 4             |     |
| 日本経済史                 | 4             |     |
| 西洋経済史                 | 4             |     |
| 経済政策                  | 4             |     |
| 公共経済学                 | 4             |     |
| 産業組織                  | 4             |     |
| 環境産業論                 | 4             |     |
| 都市経済                  | 4             |     |

|       |              |   |
|-------|--------------|---|
|       | 交通經濟         | 4 |
|       | 國際經濟         | 4 |
|       | 國際關係論        | 4 |
|       | 各国經濟論 A      | 4 |
|       | 各国經濟論 B      | 4 |
|       | 各国經濟論 C      | 4 |
|       | 金融           | 4 |
|       | 國際金融         | 4 |
|       | 証券投資論        | 4 |
|       | 財政           | 4 |
|       | 地方財政         | 4 |
|       | 租稅           | 4 |
|       | 租稅法          | 4 |
|       | 数理統計         | 4 |
|       | 經濟数学         | 4 |
|       | 經濟統計         | 4 |
|       | 労働經濟         | 4 |
|       | 社会保障         | 4 |
|       | 通識論          | 4 |
|       | 消費者政策・法制     | 4 |
|       | 通識実習 A       | 2 |
|       | 通識実習 B       | 2 |
|       | 通識実習 C       | 2 |
|       | 通識実習 D       | 2 |
|       | 通識実習 E       | 2 |
|       | 通識実習 F       | 2 |
|       | 通識実習 G       | 2 |
|       | 通識実習 H       | 2 |
|       | 經濟学特殊講義 A    | 4 |
|       | 經濟学特殊講義 B    | 4 |
|       | 經濟学特殊講義 C    | 4 |
|       | 外国文献研究 A     | 4 |
|       | 外国文献研究 B     | 4 |
|       | 外国文献研究 C     | 4 |
|       | 文献調查研究       | 2 |
|       | (導入科目)       |   |
|       | 經濟学総合研究 A    | 2 |
|       | 經濟学総合研究 B    | 2 |
|       | 政治学総合研究 A    | 2 |
|       | 政治学総合研究 B    | 2 |
|       | 英書講読 A       | 2 |
|       | 英書講読 B       | 2 |
|       | 数理解析 A       | 2 |
|       | 数理解析 B       | 2 |
| 經濟学專攻 | (研究指導科目)     |   |
| 博士課程  | 理論經濟学研究指導 I  | 4 |
| 後期課程  | 理論經濟学研究指導 II | 4 |
|       | 經濟学史研究指導 I   | 4 |
|       | 經濟学史研究指導 II  | 4 |

|              |   |
|--------------|---|
| 経済史研究指導 I    | 4 |
| 経済史研究指導 II   | 4 |
| 経済政策研究指導 I   | 4 |
| 経済政策研究指導 II  | 4 |
| 国際経済研究指導 I   | 4 |
| 国際経済研究指導 II  | 4 |
| 国際関係研究指導 I   | 4 |
| 国際関係研究指導 II  | 4 |
| 金融研究指導 I     | 4 |
| 金融研究指導 II    | 4 |
| 財政研究指導 I     | 4 |
| 財政研究指導 II    | 4 |
| 統計研究指導 I     | 4 |
| 統計研究指導 II    | 4 |
| 社会保障研究指導 I   | 4 |
| 社会保障研究指導 II  | 4 |
| 労働経済研究指導 I   | 4 |
| 労働経済研究指導 II  | 4 |
| 経済地理研究指導 I   | 4 |
| 経済地理研究指導 II  | 4 |
| 環境経済学研究指導 I  | 4 |
| 環境経済学研究指導 II | 4 |
| (関連講義科目)     |   |
| マクロ経済学研究     | 4 |
| ミクロ経済学研究     | 4 |
| マルクス経済学研究    | 4 |
| 経済学史研究       | 4 |
| 日本経済史研究      | 4 |
| 西洋経済史研究      | 4 |
| 経済政策研究       | 4 |
| 公共経済研究       | 4 |
| 環境経済学研究      | 4 |
| 都市経済研究       | 4 |
| 交通経済研究       | 4 |
| 国際経済研究       | 4 |
| 国際関係研究       | 4 |
| 金融研究         | 4 |
| 国際金融研究       | 4 |
| 財政研究         | 4 |
| 租税研究         | 4 |
| 数理統計研究       | 4 |
| 労働経済研究       | 4 |
| 社会保障研究       | 4 |
| 経済学特殊研究 A    | 4 |
| 経済学特殊研究 B    | 4 |
| 経済学特殊研究 C    | 4 |

## 2 履修方法

- (1) 博士課程前期課程においては、研究指導科目 I、II の 8 単位を含め、30 単位以上を取得しなければならない。

- (2) 博士課程後期課程においては、研究指導科目を含め、12単位以上を取得しなければならない。
- (3) 指導教員が必要と認めた場合に限り、他の専攻若しくは他の研究科の教育課程について修得させた授業科目の単位は、所定の単位数に充当することができる。
- (4) 公共政策学専修学生は、要綱に定めるところにより履修する。

別表3 法学研究科

1 研究指導科目及び授業科目・単位数

| 専攻課程  | 授業科目      | 単位数 |
|-------|-----------|-----|
| 法律学専攻 | (専攻科目)    |     |
| 博士課程  | 憲法特殊講義Ⅰ   | 4   |
| 前期課程  | 憲法演習Ⅰ     | 4・8 |
|       | 憲法特殊講義Ⅱ   | 4   |
|       | 憲法演習Ⅱ     | 4・8 |
|       | 行政法特殊講義   | 4   |
|       | 行政法演習     | 4・8 |
|       | 税法特殊講義    | 4   |
|       | 税法演習      | 4・8 |
|       | 刑法特殊講義Ⅰ   | 4   |
|       | 刑法演習Ⅰ     | 4・8 |
|       | 刑法特殊講義Ⅱ   | 4   |
|       | 刑法演習Ⅱ     | 4・8 |
|       | 刑事訴訟法特殊講義 | 4   |
|       | 刑事訴訟法演習   | 4・8 |
|       | 刑事政策特殊講義  | 4   |
|       | 民法特殊講義Ⅰ   | 4   |
|       | 民法演習Ⅰ     | 4・8 |
|       | 民法特殊講義Ⅱ   | 4   |
|       | 民法演習Ⅱ     | 4・8 |
|       | 民法特殊講義Ⅲ   | 4   |
|       | 民法演習Ⅲ     | 4・8 |
|       | 会社法特殊講義   | 4   |
|       | 会社法演習     | 4・8 |
|       | 商法特殊講義    | 4   |
|       | 商法演習      | 4・8 |
|       | 労働法特殊講義   | 4   |
|       | 労働法演習     | 4・8 |
|       | 経済法特殊講義   | 4   |
|       | 経済法演習     | 4・8 |
|       | 民事訴訟法特殊講義 | 4   |
|       | 民事訴訟法演習   | 4・8 |
|       | 国際法特殊講義   | 4   |
|       | 国際法演習     | 4・8 |
|       | 法哲学特殊講義   | 4   |
|       | 法哲学演習     | 4・8 |
|       | 法社会学特殊講義  | 4   |
|       | 法社会学演習    | 4・8 |
|       | 原典講読      | 4   |
|       | (関連講義科目)  |     |

|       |                     |     |
|-------|---------------------|-----|
|       | 法制史特殊講義             | 4   |
|       | 現代社会における法と情報特殊講義    | 2   |
| 法律学専攻 | 研究指導科目              |     |
| 博士課程  | 憲法研究指導              |     |
| 後期課程  | 行政法研究指導             |     |
|       | 税法研究指導              |     |
|       | 民法研究指導Ⅰ             |     |
|       | 民法研究指導Ⅱ             |     |
|       | 民事訴訟法研究指導           |     |
|       | 商法研究指導              |     |
|       | 会社法研究指導             |     |
|       | 労働法研究指導             |     |
|       | 刑事法研究指導             |     |
|       | 経済法研究指導             |     |
|       | 国際法研究指導             |     |
|       | 法哲学研究指導             |     |
|       | 授業科目                | 単位数 |
|       | 公法特殊研究（憲法）          | 4   |
|       | 行政関係法特殊研究Ⅰ（行政過程法）   | 4   |
|       | 行政関係法特殊研究Ⅱ（税法）      | 4   |
|       | 市民生活関係法特殊研究Ⅰ（財産関係法） | 4   |
|       | 市民生活関係法特殊研究Ⅱ（財産関係法） | 4   |
|       | 企業関係法特殊研究Ⅰ（企業組織法）   | 4   |
|       | 企業関係法特殊研究Ⅱ（企業取引法）   | 4   |
|       | 企業関係法特殊研究Ⅲ（経済法）     | 4   |
|       | 労働関係法特殊研究（労働法）      | 4   |
|       | 刑事関係法特殊研究Ⅰ（刑法）      | 4   |
|       | 刑事関係法特殊研究Ⅱ（刑事訴訟法）   | 4   |
|       | 国際関係法特殊研究（国際法）      | 4   |
|       | 法哲学特殊研究             | 4   |
| 政治学専攻 | （専攻科目）              |     |
| 博士課程  | 政治学特殊講義             | 4   |
| 前期課程  | 政治学演習               | 4・8 |
|       | 日本政治史特殊講義           | 4   |
|       | 日本政治史演習             | 4・8 |
|       | 日本政治思想史特殊講義         | 4   |
|       | 日本政治思想史演習           | 4・8 |
|       | 中国政治思想史特殊講義         | 4   |
|       | 中国政治思想史演習           | 4・8 |
|       | 西洋政治史特殊講義           | 4   |
|       | 西洋政治史演習             | 4・8 |
|       | 西洋政治思想史特殊講義         | 4   |
|       | 西洋政治思想史演習           | 4・8 |
|       | ロシア・旧ソ連政治史特殊講義      | 4   |
|       | ロシア・旧ソ連政治史演習        | 4・8 |
|       | 国際政治学特殊講義           | 4   |
|       | 国際政治学演習             | 4・8 |
|       | 国際関係論特殊講義           | 4   |
|       | 国際関係論演習             | 4・8 |

|       |                       |     |
|-------|-----------------------|-----|
|       | 政治過程論特殊講義             | 4   |
|       | 政治過程論演習               | 4・8 |
|       | 行政学特殊講義               | 4   |
|       | 行政学演習                 | 4・8 |
|       | 公共政策論特殊講義             | 4   |
|       | 公共政策論演習               | 4・8 |
|       | 現代地方政治特殊講義            | 4   |
|       | 現代地方政治演習              | 4・8 |
|       | 政治文化論特殊講義             | 4   |
|       | 政治文化論演習               | 4・8 |
|       | (関連講義科目)              |     |
|       | 現代政治論特殊講義Ⅰ            | 4   |
|       | 現代政治論特殊講義Ⅱ            | 4   |
|       | 現代政治論特殊講義Ⅲ            | 4   |
|       | (導入科目)                |     |
|       | 経済学総合研究A              | 2   |
|       | 経済学総合研究B              | 2   |
|       | 政治学総合研究A              | 2   |
|       | 政治学総合研究B              | 2   |
|       | 英書講読A                 | 2   |
|       | 英書講読B                 | 2   |
|       | 数理解析A                 | 2   |
|       | 数理解析B                 | 2   |
| 政治学専攻 | 研究指導科目                |     |
| 博士課程  | 政治学研究指導               |     |
| 後期課程  | 政治過程論研究指導             |     |
|       | 日本政治史研究指導             |     |
|       | 日本政治思想史研究指導           |     |
|       | 中国政治思想史研究指導           |     |
|       | 西洋政治史研究指導             |     |
|       | 西洋政治思想史研究指導           |     |
|       | ロシア・旧ソ連政治史研究指導        |     |
|       | 国際政治学研究指導             |     |
|       | 国際関係論研究指導             |     |
|       | 行政学研究指導               |     |
|       | 現代地方政治研究指導            |     |
|       | 公共政策論研究指導             |     |
|       | 政治文化論研究指導             |     |
|       | 授業科目                  | 単位数 |
|       | 政治学特殊研究(近代国家形成の政治理論)  | 4   |
|       | 日本政治特殊研究Ⅰ(戦前期日本の政治史)  | 4   |
|       | 日本政治特殊研究Ⅱ(戦前期日本の政治思想) | 4   |
|       | 日本政治特殊研究Ⅲ(戦後期日本の政治過程) | 4   |
|       | 国際関係・地域研究Ⅰ(アメリカ)      | 4   |
|       | 国際関係・地域研究Ⅱ(フランス)      | 4   |
|       | 国際関係・地域研究Ⅲ(ロシア)       | 4   |
|       | 国際関係・地域研究Ⅳ(中国)        | 4   |
|       | 国際関係・地域研究Ⅴ(東南アジア)     | 4   |
|       | 現代政治特殊研究Ⅰ(先進国の行政と官僚制) | 4   |

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 現代政治特殊研究Ⅱ（都市政治と行政）       | 4 |
| 現代政治特殊研究Ⅲ（公共政策の形成と行政実態）  | 4 |
| 現代政治特殊研究Ⅳ（エスニック集団と多文化共存） | 4 |
| 現代政治特殊研究Ⅴ（マス・メディアと政治）    | 4 |

## 2 履修方法

- (1) 法律学専攻は、博士課程前期課程において、専攻科目の単位数を含め、講義科目24単位以上、演習科目8単位以上を履修しなければならない。
- (2) 政治学専攻は、博士課程前期課程において、専攻科目の単位数を含め、講義科目20単位以上、演習科目12単位以上を履修しなければならない。ただし、副専攻科目の単位数を含めるとともに、導入科目も講義単位に含めるものとする。
- (3) 博士課程後期課程においては、専攻する研究指導科目のほか、授業科目について2科目8単位以上を修得しなければならない。
- (4) 指導教員が必要と認めた場合に限り、法学研究科の他の専攻又は本大学院の他の研究科の教育課程について修得させた授業科目の単位は、所定の単位数に充当することができる。この場合において、法学研究科の他の専攻については2科目8単位まで、本大学院の他の研究科については1科目4単位を限度とする。
- (5) 博士課程前期課程の専攻科目の演習の単位数については、当該科目を専攻科目として履修する学生にあつては、2年連年履修で8単位、関連科目として履修する学生にあつては、単年度履修で4単位とする。
- (6) 公共政策学専修学生は、要綱に定めるところにより履修する。

別表4 外国語学研究科

### 1 授業科目・単位数

| 専攻課程             | 授業科目            | 単位数 |
|------------------|-----------------|-----|
| 中国語学専攻<br>(修士課程) | (専攻科目)          |     |
|                  | 中国語学特殊研究Ⅰ       | 4   |
|                  | 中国語学演習Ⅰ         | 2・4 |
|                  | 中国語学特殊研究Ⅱ       | 4   |
|                  | 中国語学演習Ⅱ         | 2・4 |
|                  | 中国語学特殊研究Ⅲ       | 4   |
|                  | 中国語学演習Ⅲ         | 2・4 |
|                  | 中国語学特殊研究Ⅳ       | 4   |
|                  | 中国語教育学特殊研究Ⅰ     | 4   |
|                  | 中国語教育学演習Ⅰ       | 2・4 |
|                  | 中国語教育学特殊研究Ⅱ     | 4   |
|                  | 中国語教育学演習Ⅱ       | 2・4 |
|                  | 中国言語文化研究        | 4   |
|                  | (実習科目)          |     |
|                  | 中国語コミュニケーション実習Ⅰ | 2   |
|                  | 中国語コミュニケーション実習Ⅱ | 2   |
|                  | 中国語コミュニケーション実習Ⅲ | 2   |
|                  | 中国語コミュニケーション実習Ⅳ | 2   |
|                  | 中国語コミュニケーション実習Ⅴ | 2   |
|                  | 中国語コミュニケーション実習Ⅵ | 2   |
|                  | (共通科目)          |     |
|                  | 言語学特殊講義Ⅰ        | 4   |
|                  | 言語学特殊講義Ⅱ        | 4   |
| 外国語教授法特殊講義       | 4               |     |

|       |                    |     |
|-------|--------------------|-----|
|       | 第2言語習得理論           | 4   |
|       | 社会言語学特殊講義          | 4   |
|       | 対照言語学Ⅰ（日英）         | 4   |
|       | 対照言語学Ⅱ（日中）         | 4   |
|       | 対照言語学Ⅲ（日韓）         | 4   |
|       | 比較文化論特殊講義          | 4   |
|       | 映像メディア文化論          | 4   |
|       | 情報文化論              | 4   |
|       | 言語情報処理論            | 4   |
|       | マルチメディア教育論         | 4   |
| 英語学専攻 | （専攻科目）             |     |
| 博士課程  | 英語学特殊研究Ⅰ           | 4   |
| 前期課程  | 英語学演習Ⅰ             | 2・4 |
|       | 英語学特殊研究Ⅱ           | 4   |
|       | 英語学演習Ⅱ             | 2・4 |
|       | 英語学特殊研究Ⅲ           | 4   |
|       | 英語学演習Ⅲ             | 2・4 |
|       | 英語学特殊研究Ⅳ           | 4   |
|       | 英語教育学特殊研究Ⅰ         | 4   |
|       | 英語教育学演習Ⅰ           | 2・4 |
|       | 英語教育学特殊研究Ⅱ         | 4   |
|       | 英語教育学演習Ⅱ           | 2・4 |
|       | 英語教育学特殊研究Ⅲ         | 4   |
|       | 英語教育学演習Ⅲ           | 2・4 |
|       | 英米言語文化特殊研究Ⅰ        | 4   |
|       | 英米言語文化演習Ⅰ          | 2・4 |
|       | 英米言語文化特殊研究Ⅱ        | 4   |
|       | 通訳・翻訳コミュニケーション特殊研究 | 4   |
|       | （実習科目）             |     |
|       | 異文化コミュニケーション実習Ⅰ    | 2   |
|       | 異文化コミュニケーション実習Ⅱ    | 2   |
|       | 異文化コミュニケーション実習Ⅲ    | 2   |
|       | 異文化コミュニケーション実習Ⅳ    | 2   |
|       | 異文化コミュニケーション実習Ⅴ    | 2   |
|       | 異文化コミュニケーション実習Ⅵ    | 2   |
|       | 異文化コミュニケーション実習Ⅶ    | 2   |
|       | 異文化コミュニケーション実習Ⅷ    | 2   |
|       | （共通科目）             |     |
|       | 言語学特殊講義Ⅰ           | 4   |
|       | 言語学特殊講義Ⅱ           | 4   |
|       | 外国語教授法特殊講義         | 4   |
|       | 第2言語習得理論           | 4   |
|       | 社会言語学特殊講義          | 4   |
|       | 対照言語学Ⅰ（日英）         | 4   |
|       | 対照言語学Ⅱ（日中）         | 4   |
|       | 対照言語学Ⅲ（日韓）         | 4   |
|       | 比較文化論特殊講義          | 4   |
|       | 映像メディア文化論          | 4   |
|       | 情報文化論              | 4   |

|          |             |     |
|----------|-------------|-----|
|          | 言語情報処理論     | 4   |
|          | マルチメディア教育論  | 4   |
| 英語学専攻    | (専攻科目)      |     |
| 博士課程     | 英語学特別演習Ⅰ    | 8   |
| 後期課程     | 英語学特別演習Ⅱ    | 8   |
|          | 英語学特別演習Ⅲ    | 8   |
|          | 英語学特論Ⅰ      | 4   |
|          | 英語学特論Ⅱ      | 4   |
|          | 英語学特論Ⅲ      | 4   |
|          | 応用英語学特別演習Ⅰ  | 8   |
|          | 応用英語学特別演習Ⅱ  | 8   |
|          | 応用英語学特別演習Ⅲ  | 8   |
|          | 応用英語学特論Ⅰ    | 4   |
|          | 応用英語学特論Ⅱ    | 4   |
|          | 応用英語学特論Ⅲ    | 4   |
|          | 応用英語学特論Ⅳ    | 4   |
| 日本語文化学専攻 | (専攻科目)      |     |
| 博士課程     | 日本語文化学特殊研究Ⅰ | 4   |
| 前期課程     | 日本語文化学演習Ⅰ   | 2・4 |
|          | 日本語文化学特殊研究Ⅱ | 4   |
|          | 日本語文化学演習Ⅱ   | 2・4 |
|          | 日本語文化学特殊研究Ⅲ | 4   |
|          | 日本語文化学演習Ⅲ   | 2・4 |
|          | 日本語文化学特殊研究Ⅳ | 4   |
|          | 日本語文化学演習Ⅳ   | 2・4 |
|          | 日本語文化学特殊研究Ⅴ | 4   |
|          | 応用日本語学特殊研究Ⅰ | 4   |
|          | 応用日本語学演習Ⅰ   | 2・4 |
|          | 応用日本語学特殊研究Ⅱ | 4   |
|          | 応用日本語学演習Ⅱ   | 2・4 |
|          | 応用日本語学特殊研究Ⅲ | 4   |
|          | 応用日本語学演習Ⅲ   | 2・4 |
|          | 応用日本語学特殊研究Ⅳ | 4   |
|          | 応用日本語学演習Ⅳ   | 2・4 |
|          | 応用日本語学特殊研究Ⅴ | 4   |
|          | (実習科目)      |     |
|          | 日本語文化学実習Ⅰ   | 2   |
|          | 日本語文化学実習Ⅱ   | 2   |
|          | 日本語文化学実習Ⅲ   | 2   |
|          | 日本語文化学実習Ⅳ   | 2   |
|          | 日本語文化学実習Ⅴ   | 2   |
|          | 日本語研究基礎実習Ⅰ  | 2   |
|          | 日本語研究基礎実習Ⅱ  | 2   |
|          | 日本語研究基礎実習Ⅲ  | 2   |
|          | 日本語研究基礎実習Ⅳ  | 2   |
|          | 日本語研究基礎実習Ⅴ  | 2   |
|          | 日本語論文作成実習Ⅰ  | 2   |
|          | 日本語論文作成実習Ⅱ  | 2   |
|          | (共通科目)      |     |

|                           |                       |    |
|---------------------------|-----------------------|----|
|                           | 言語学特殊講義Ⅰ              | 4  |
|                           | 言語学特殊講義Ⅱ              | 4  |
|                           | 外国語教授法特殊講義            | 4  |
|                           | 第2言語習得理論              | 4  |
|                           | 社会言語学特殊講義             | 4  |
|                           | 対照言語学Ⅰ（日英）            | 4  |
|                           | 対照言語学Ⅱ（日中）            | 4  |
|                           | 対照言語学Ⅲ（日韓）            | 4  |
|                           | 比較文化論特殊講義             | 4  |
|                           | 映像メディア文化論             | 4  |
|                           | 情報文化論                 | 4  |
|                           | 言語情報処理論               | 4  |
|                           | マルチメディア教育論            | 4  |
| 日本言語文化学専攻<br>博士課程<br>後期課程 | （専攻科目）<br>日本言語文化学特別演習 | 12 |
|                           | 日本言語文化学特論Ⅰ            | 4  |
|                           | 日本言語文化学特論Ⅱ            | 4  |
|                           | 日本言語文化学特論Ⅲ            | 4  |
|                           | 日本言語文化学特論Ⅳ            | 4  |
|                           | 応用日本語学特別演習            | 12 |
|                           | 応用日本語学特論Ⅰ             | 4  |
|                           | 応用日本語学特論Ⅱ             | 4  |

## 2 履修方法

### 修士課程・博士課程前期課程

- (1) 専攻科目の講義及び演習16単位、実習科目8単位、共通科目8単位以上を取得しなければならない。
- (2) 英語学専攻においては、(1)の規定にかかわらず、英語技能技術を修得及び課題研究論文をもって学位論文に替える場合は、専攻科目及び共通科目から20単位以上、実習科目から12単位以上を取得しなければならない。
- (3) 指導教員の指導に基づき、他の専攻若しくは他の研究科若しくは本学の学部又は他大学の大学院の教育課程について修得させた授業科目の単位は、8単位以内に限り所定の単位数に充当することができる。
- (4) 実習科目単位には、現地研修によつて得られた単位を最高4単位まで含めることができる。

### 博士課程後期課程

#### 1 英語学専攻

- (1) 特別演習は2年以上にわたり履修し、8単位を取得しなければならない。
- (2) 特別演習8単位及び特論8単位、計16単位以上を取得しなければならない。
- (3) 指導教員が必要と認めた場合に限り、他の専攻又は他の研究科の授業科目について取得した単位は、所定の単位数に充当することができる。

#### 2 日本言語文化学専攻

- (1) 特別演習は3年以上にわたり履修し、12単位を取得しなければならない。
- (2) 特別演習12単位及び特論4単位、計16単位以上を取得しなければならない。
- (3) 指導教授が必要と認めた場合に限り、他の専攻又は他の研究科の授業科目について取得した単位は、所定の単位数に充当することができる。

## 別表5 アジア地域研究科

### 1 授業科目・単位数

| 専攻課程 | 授業科目 | 単位数 |
|------|------|-----|
|------|------|-----|

|                               |            |   |
|-------------------------------|------------|---|
| アジア地域<br>研究専攻<br>博士課程<br>前期課程 | (専攻科目)     |   |
|                               | 政治研究演習     | 8 |
|                               | 政治研究 1     | 4 |
|                               | 政治研究 2     | 4 |
|                               | 経済研究演習     | 8 |
|                               | 経済研究 1     | 4 |
|                               | 経済研究 2     | 4 |
|                               | 社会研究演習     | 8 |
|                               | 社会研究 1     | 4 |
|                               | 社会研究 2     | 4 |
|                               | 歴史研究演習     | 8 |
|                               | 歴史研究 1     | 4 |
|                               | 歴史研究 2     | 4 |
|                               | 文化研究演習     | 8 |
|                               | 文化研究 1     | 4 |
|                               | 文化研究 2     | 4 |
|                               | 芸術研究演習     | 8 |
|                               | 芸術研究 1     | 4 |
|                               | 芸術研究 2     | 4 |
|                               | (関連講義科目)   |   |
| 地域研究特殊講義 1                    | 4          |   |
| 地域研究特殊講義 2                    | 4          |   |
| 地域研究特殊講義 3                    | 4          |   |
| 地域研究特殊講義 4                    | 4          |   |
| アジア地域<br>研究専攻<br>博士課程<br>後期課程 | (専攻科目)     |   |
|                               | 政治研究論文作成指導 | 4 |
|                               | 政治研究演習 I   | 4 |
|                               | 政治研究演習 II  | 4 |
|                               | 経済研究論文作成指導 | 4 |
|                               | 経済研究演習 I   | 4 |
|                               | 経済研究演習 II  | 4 |
|                               | 社会研究論文作成指導 | 4 |
|                               | 社会研究演習 I   | 4 |
|                               | 社会研究演習 II  | 4 |
|                               | 歴史研究論文作成指導 | 4 |
|                               | 歴史研究演習 I   | 4 |
|                               | 歴史研究演習 II  | 4 |
|                               | 文化研究論文作成指導 | 4 |
|                               | 文化研究演習 I   | 4 |
|                               | 文化研究演習 II  | 4 |
| 芸術研究論文作成指導                    | 4          |   |
| 芸術研究演習 I                      | 4          |   |
| 芸術研究演習 II                     | 4          |   |

## 2 履修方法

- (1) 博士課程前期課程においては、専攻科目の単位数を含め講義24単位以上、演習 8 単位以上を取得しなければならない。
- (2) 博士課程後期課程においては、研究演習 8 単位及び研究論文作成指導 4 単位、計12単位以上を取得しなければならない。
- (3) 指導教員の指導にもとづき、他の専攻若しくは他の研究科又は他大学の大学院の教育課程

について修得させた授業科目の単位は、所定の単位数に充当することができる。

(4) 博士課程前期課程の専攻科目の演習の単位数については、当該科目を専攻科目として履修する学生にあつては、2年連年履修で8単位とする。

別表6 経営学研究科

1 授業科目・単位数

| 専攻課程                  | 授業科目          | 単位数 |
|-----------------------|---------------|-----|
| 経営学専攻<br>博士課程<br>前期課程 | (研究指導科目)      |     |
|                       | 現代企業研究指導      | 8   |
|                       | 経営管理研究指導      | 8   |
|                       | マーケティング研究指導   | 8   |
|                       | 経営情報研究指導      | 8   |
|                       | 経営システム科学研究指導  | 8   |
|                       | 財務会計研究指導      | 8   |
|                       | 管理会計研究指導      | 8   |
|                       | (専門講義科目)      |     |
|                       | 現代企業論講義       | 4   |
|                       | 公益事業論講義       | 4   |
|                       | 経営史講義         | 4   |
|                       | 経営戦略論講義       | 4   |
|                       | 経営組織論講義       | 4   |
|                       | 人的資源管理論講義     | 4   |
|                       | 生産管理論講義       | 4   |
|                       | 財務管理論講義       | 4   |
|                       | ファイナンス講義      | 4   |
|                       | 国際経営論講義       | 4   |
|                       | マーケティング講義     | 4   |
|                       | 貿易論講義         | 4   |
|                       | 経営診断論講義       | 4   |
|                       | 経営情報システム論講義   | 4   |
|                       | 組織情報論講義       | 4   |
|                       | 情報ネットワーク論講義   | 4   |
|                       | 情報セキュリティ論講義   | 4   |
|                       | 情報処理論講義       | 4   |
|                       | 経営システム工学講義    | 4   |
|                       | 意思決定論講義       | 4   |
|                       | 応用統計講義        | 4   |
|                       | 経営シミュレーション論講義 | 4   |
|                       | 財務会計論講義       | 4   |
|                       | 会計監査論講義       | 4   |
| 税務会計論講義               | 4             |     |
| 国際会計論講義               | 4             |     |
| 管理会計論講義               | 4             |     |
| 原価管理論講義               | 4             |     |
| 経営分析論講義               | 4             |     |
| (基礎講義科目)              |               |     |
| 経営学研究の基本技法            | 2             |     |
| 企業と法                  | 2             |     |
| 企業と倫理                 | 2             |     |

|       |               |   |
|-------|---------------|---|
|       | 企業と環境         | 2 |
| 経営学専攻 | (研究指導科目)      |   |
| 博士課程  | 現代企業研究指導      | 8 |
| 後期課程  | 経営管理研究指導      | 8 |
|       | マーケティング研究指導   | 8 |
|       | 情報・システム科学研究指導 | 8 |
|       | 会計研究指導        | 8 |
|       | (専門講義科目)      |   |
|       | 現代企業論研究       | 4 |
|       | 公益事業論研究       | 4 |
|       | 経営史研究         | 4 |
|       | 経営戦略論研究       | 4 |
|       | 経営組織論研究       | 4 |
|       | 人的資源管理論研究     | 4 |
|       | 国際経営論研究       | 4 |
|       | マーケティング研究     | 4 |
|       | 貿易論研究         | 4 |
|       | 経営情報システム論研究   | 4 |
|       | 組織情報論研究       | 4 |
|       | 情報セキュリティ論研究   | 4 |
|       | 経営システム工学研究    | 4 |
|       | 財務会計論研究       | 4 |
|       | 会計監査論研究       | 4 |
|       | 管理会計論研究       | 4 |
|       | 原価管理論研究       | 4 |

## 2 履修方法

- (1) 博士課程前期課程においては、専攻科目の単位数を含め、講義・実習22単位以上、演習8単位以上を取得しなければならない。
- (2) 博士課程後期課程においては、専攻科目を含め、12単位以上を取得しなければならない。
- (3) 指導教員が必要と認めた場合に限り、他の専攻又は他の研究科の教育課程について修得させた授業科目の単位は、所定の単位数に充当することができる。

### 別表7 スポーツ・健康科学研究科

#### 1 授業科目・単位数

| 専攻課程                  | 授業科目           | 単位数 |
|-----------------------|----------------|-----|
| スポーツ・健康科学専攻<br>〔修士課程〕 | (共通科目)         |     |
|                       | スポーツ・健康科学研究法   | 4   |
|                       | (専攻科目)         |     |
|                       | 健康生理学特論        | 2   |
|                       | 健康生理学演習        | 2   |
|                       | スポーツ生理学特論      | 2   |
|                       | スポーツ生理学演習      | 2   |
|                       | スポーツ医学特論       | 2   |
|                       | スポーツ医学演習       | 2   |
|                       | スポーツバイオメカニクス特論 | 2   |
|                       | スポーツバイオメカニクス演習 | 2   |
|                       | スポーツ心理学特論      | 2   |
|                       | スポーツ心理学演習      | 2   |

|                 |   |
|-----------------|---|
| 運動制御・運動学習特論     | 2 |
| 運動制御・運動学習演習     | 2 |
| パフォーマンス・アナリシス特論 | 2 |
| パフォーマンス・アナリシス演習 | 2 |
| ヘルスプロモーション特論    | 2 |
| ヘルスプロモーション演習    | 2 |
| 細胞生物学特論         | 2 |
| 細胞生物学演習         | 2 |
| 血液細胞分析科学特論      | 2 |
| 血液細胞分析科学演習      | 2 |
| 生体防御学特論         | 2 |
| 生体防御学演習         | 2 |
| 分子生命科学特論        | 2 |
| 分子生命科学演習        | 2 |
| 健康情報学特論         | 2 |
| 健康情報学演習         | 2 |
| 予防医学特論          | 2 |
| 予防医学演習          | 2 |
| (研究指導科目)        |   |
| スポーツ医科学特別研究A    | 4 |
| スポーツ医科学特別研究B    | 4 |
| 応用スポーツ科学特別研究A   | 4 |
| 応用スポーツ科学特別研究B   | 4 |
| 健康医科学特別研究A      | 4 |
| 健康医科学特別研究B      | 4 |
| 健康情報科学特別研究A     | 4 |
| 健康情報科学特別研究B     | 4 |

## 2 履修方法

共通科目を含め、各専攻領域の特論、演習及び特別研究から16単位以上、他の3領域から14単位以上を取得しなければならない。